

千曲市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 令和元年 8 月 1 日 午後 1 時30分～午後 2 時30分
開催場所 千曲市役所戸倉庁舎 会議室 2
出席委員 11名
欠席委員 3名
市職員等 健康福祉部長、健康推進課長、税務課長、債権管理課長、保健事業推進係長、国保医療係長

＜開会の前に市長から委嘱書の交付＞

会議日程

1. 開会
2. あいさつ（会長・市長）
3. 自己紹介（事務局）

＜運営協議会規則第 5 条により会議が成立していることを報告＞

4. 会議録署名委員指名
5. 会議事項

(1) 副会長の選出について

事務局 国民健康保険法施行令第 5 条により、副会長は会長の選出方法に準じ、公益を代表する委員のうちから選出することとなっております。今回は、任期途中の交代となりますので、中澤前委員の後任の竹内委員にお願いしたいと思います。

会長 事務局から竹内委員ということで提案がありましたかどうか。

＜異議なし＞

副会長 <あいさつ>

(2) 平成30年度千曲市国民健康保険特別会計決算見込みについて

(3) 令和元年度千曲市国民健康保険特別会計予算について

事務局 <資料により説明>

委員 基金残高が増えたことで、当面は税率の引き上げを行わなくてもよいのではないかと考えますがいかがですか。

事務局 基金については、県への納付金に対して税込不足が生じた際に、取り崩しが考えられます。当面は、基金を活用しながら対応していくことは可能ですが、現時点では、納付金の動向について見通しが立たないために、基金によってどのくらい税率引き上げを先延ばしできるかはわかりません。

委員 平成30年度は保険給付費が前年度と比べ、6.1%減っていますが、これは県に対する納付金に影響はするのでしょうか。

事務局 納付金は、県全体の総医療費をベースに、各市町村の被保険者の数や所得水準、医療費の水準などによって算定されます。保険給付費の減少は、医療費水準として納付金に算定はされますが、保険給付費の減った分と同じだけ納付金が減るわけではありません。

委員 医療費の削減に対する取り組みの結果、保険給付費が減ったのであれば、保険給付費の減った分と同じだけ納付金を減らしてもらいたいと考えますが、そのように県に対して要望することはできるのでしょうか。

事務局 国保の県域化は、市町村間の支えあいの仕組みのもとに成り立っていますので、そのような要望は難しいと思います。市の取り組みに対しては、保険者努力支援制度など別の形で評価がされています。

委員 基金の残高はどのくらいが適正といえるのか、何か目安となるものはあるのでしょうか。

事務局 目安として保険給付費の5%程度とされています。

委員 収入未済額は、今後収入することが可能なものですか、それとも不可能なものですか。

事務局 収入未済額は、翌年度以降滞納繰越分として、引き続き徴収を継続します。財産調査などにより徴収が不可能と判断されるものについては、不能欠損として処理をします。

委員 平成29年度くらいから一人あたり医療費が下がってきていますが、何が要因だと考えられますか。

事務局 高額薬剤の薬価が引き下げられたことが、原因の一つと

考えられます。また生活習慣病に対する医療費も減少しています。

委員 後発医薬品の普及促進に対する取り組みは、特別交付金として算定されているのでしょうか。

事務局 その通りです。

(4) 保健事業実施計画（データヘルス計画）の推進状況について

事務局 <資料により説明>

<質疑なし>

(5) その他 ① 国民健康保険税の資産割廃止について

事務局 国民健康保険税の資産割の廃止に向けた、現在の進捗状況ですが、本年度の国保税の算定結果をもとに税額の増減額を分析し、一部の被保険者の方に負担が偏ることがないように、改正に向けたシュミレーションを始めたところであります。今後は、11月頃に来年度の国保事業費納付金が県から示されますので、この動向も含めて引き続き検証作業を進めていきます。

今後、改正に向けた方向性やスケジュールが具体的になりしだい、委員の皆様にご説明をし、お諮りしたいと考えております。

<質疑なし>

(5) その他 ② 国民健康保険運営協議会委員等研修会について

事務局 <国民健康保険運営協議会委員等研修会について説明>

会長 皆さん都合をつけて、参加をお願いします。

<会議事項終了>

健康福祉部長 <閉会のあいさつ>

6. 閉会

午後 2 時40分